

令和5年4月20日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

開催日	令和5年4月20日(木)
場 所	教育委員会室
開 会	午後3時00分
閉 会	午後4時20分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	阿 部 博 道
委 員	淺 松 三 平
委 員	岸 田 玲 子
委 員	岡 田 卓 巳
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	宮 本 知 幸
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	須 藤 浩 司
学 務 課 長	西 村 克 己
指 導 室 長	石 坂 泰
すみだ教育研究所長	宮 本 佳 代 子
地域教育支援課長	大 八 木 努
ひきふね図書館長	有 澤 恵 美 子
教育委員会事務局副参事	山 崎 紀 之

2 議題について

(1) 議決事項

- 議案第20号 墨田区立学校の保有する個人情報等の管理に関する規程の制定について
- 議案第21号 令和5年度教育課題の選定について
- 議案第22号 令和6年度使用墨田区立小学校教科用図書採択の方針について
- 議案第23号 墨田区登録文化財の登録について

(2) 報告事項

- 第1 教育課題の進捗状況について
- 第2 令和5年度墨田区学校安全衛生管理者の選任及び墨田区学校安全衛生委員会委員の

指名について

- 第3 寄付者への感謝状の贈呈について（その1）
- 第4 寄付者への感謝状の贈呈について（その2）
- 第5 令和5年度墨田区立小・中学校学級編制について
- 第6 学校医等の退任に伴う感謝状の贈呈について
- 第7 墨田区立小中学校における主任の任命について
- 第8 校長の退職に伴う感謝状の贈呈について
- 第9 副園長及び副校長の退職に伴う感謝状の贈呈について

3 会議の概要について

教育長 それでは、本日の教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名人は、阿部委員にお願いします。本日の日程ですが、議案23号については行政運営上の審議情報に関する案件であることから、秘密会として審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、議案第23号については、秘密会として執り行うことといたします。なお、会議の進行については、報告事項が終了した後、秘密会に入ることといたします。

議決事項第1・・・資料番号【20-1～20-27】

議案第20号「墨田区立学校の保有する個人情報等の管理に関する規程の制定について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

浅松委員 答案や指導要録、成績関係といった学校が保有する個人情報は、電子データだけではなく紙ベースで保管していることも多いと思いますが、そういったものの管理についてはどのような取扱いになっているのですか。

庶務課長 形式を問わず、この規程に基づいて管理をなささいという内容になっています。

浅松委員 校長にも権限があるようですね。

庶務課長 資料20-3に、2「管理体制」という項目がありますが、教育長が総括責任者となっており、各学校については校長が事業所保護責任者として、各学校の情報を管理する体制になります。

浅松委員 実際に漏洩があったときに、マスコミ等のメディア対応については、墨田区ではどのようになっていますか。

庶務課長 危機管理マニュアルがあり、程度に応じて対応します。重要度や、二次被害が発生する可能性等を鑑みて、プレス発表をするかどうかの判断をします。

浅松委員 それは、自治体によって違いますか。

教育長 区によって取扱いは違います。墨田区では、私が就任して以来は、USBを紛失した事例等はないと思うので、適切に取り扱っていると認識しています。

浅松委員 昔は、修学旅行や遠足でも、何かあったら親へ連絡するために名簿を持ち歩いていました。その名簿を紛失してしまい、厳しく追及される事態も発生していました。近年は紙で

持ち歩くこと自体なくなってきましたよね。

教育長 個人情報を保護する範囲は定めていますか。

庶務課長 紙やデータで区別はしていません。

教育長 14条で「職員は、保有個人情報等が記録されている媒体」とあって、媒体という定義があります。通常だと範囲が規定されていると思いますが、この規程では定めておらず、法律に委ねているのですか。

庶務課長 媒体と書いてある場合は紙と電子、両方を想定しています。

阿部委員 情報漏えいの予防については大変細かく書いてありますが、万が一漏洩してしまった、あるいは漏洩した可能性があるときの対処として、個人情報保護委員会に届け出る等書いてありますが、例えば第三者委員会や調査機関を設置したり、どの程度公表するといった定めはないのですか。漏洩した、あるいは漏洩した可能性のある場合の対策を打たなくてはならないと思うのですが。

庶務課長 今までは、条例で定められていましたので、国への報告義務等はありませんでしたが、今回は法律で定められますので、個人情報保護委員会に報告を上げる形になっています。その報告に基づいて、国から資料提出の要求や、実地調査を行うといった流れになります。

教育長 報告して、その後はどのように対処していますか。

庶務課長 「区総務部長と連携の上、所定の手続を行う」と書いてあります。

教育長 「所定の手続」とはどういう内容ですか。

庶務課長 区の総務部に報告して、総務部から報告する流れになっています。

教育長 具体的には、総務部で決めているということですか。

庶務課長 「区総務部長と区長と連携の上」と書いてあるので、総務部に指示を仰ぎながらやっています。

教育長 それでは、議案第20号は原案どおり定めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり定めることにします。

議決事項第2・・・資料番号【21-1～21-7】

議案第21号「令和5年度教育課題の選定について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

岸田委員 「不登校防止対策の充実」についてですが、先日、社会福祉法人興望館の理事長とお話する機会がありました。そこで、当館の児童館に来ている子どもたちの中で、「この子は不登校になってしまう可能性がありそうだ」と分かることが多いです。ですから、もう少し小学校と児童館が情報共有し、連携して対応していくことが大事だと話をしました。中学校ではスモールステップルームの話もありますが、小学校との連携も密になるとよいと思います。

指導室長 各小学校で、子どもたちがどこの児童館に行くかといったことは連携して話をし

います。児童館等の関係機関と連携し、そこでの様子について、学校へ情報が入るようにしていきたいと思っています。

教育長 ほかにございますか。

(発言する声なし)

教育長 それでは、議案第21号は原案どおり定めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり定めることにします。

議決事項第3・・・資料番号【22-1～22-2】

議案第22号「令和6年度使用墨田区立小学校教科用図書採択の方針について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

浅松委員 中学校の教科書は、令和4年度に使用したものと同一のものを採択しなければならないことになったのですか。

指導室長 東京都から4月18日付けで、「教科書採択における公正確保の徹底及び令和6年度使用教科書の採択事務処理について」という通知が出ています。その中で、中学校用教科書は令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないと示されています。文科省の通知の中でも、義務教育学校、義務教育の諸学校用の教科書については、「通常、4年間同一の教科書を採択すること」と示されており、これらに基づいて、同一のものを採択する方向で進めていきます。都から通知は出ていますが、実際には区で採択します。都の通知は、文科省からの通知を受けたものです。

教育長 5月31日付け4初教科第72号通知「令和6年度使用教科書の採択事務処理について」において、中学校の教科書の採択について、「令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならない」と、国が明確に示しています。

浅松委員 例外的な扱いはありませんか。

教育長 但し書きに「異なる教科書を採択することができる」とはあります。指導室から「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の第14条を読み上げてください。

指導室長 第14条は、同一教科用図書を採択する期間について定めており、「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする」と書かれています。

教育長 次に、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」の第15条も読み上げてください。

指導室長 第15条では、「法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間期間は、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする」と書かれています。

教育長 続けて、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則」の第6条各号をお願いします。

指導室長 施行規則の第6条では、特例について定めています。「法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての令第15条第2項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第3項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする」と書いてあります。当該各号において、「採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合」、「採択した教科用図書の採択に関し発行者その他の教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があったと認められる場合」、「教科用図書検定規則により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなった教科用図書がある場合」、「採択地区が設定又は変更された場合」、「採択地区内において市若しくは法第13条第3項に規定する学校が設置された場合」の5つのケースが特例として認められています。

教育長 それ以外は同一の教科書を使ってくださいということによろしいでしょうか。

指導室 はい。例えば、採択していた教科書がその年度の検定に通らなかった場合には、変更しなければならなくなるといったことが、この例外規定に当てはまると思います。

浅松委員 新規発行される教科書があった場合にも、選定できるということですね。

教育長 浅松委員が言ったケースで、具体的に当てはまるものはありますか。

指導室長 昨年度に、社会科の教科書でありました。

教育長 今回はありませんか。

指導室長 今回はないと思います。

教育長 ほかにございますか。

岸田委員 各学校による調査研究とありますが、各学校から、「この教科書は使いにくい」といった意見が個々に出てくるということですか。

指導室長 各学校で、教科ごとに担当する教員が教科書を読んで、その特徴をまとめます。その資料はかなり膨大な量になりますので、実際に委員にお示しする際には、その中から特徴的なものを紹介します。また、学校の意見を参考にしながら、事務局から教科書の特徴について説明します。

教育長 ほかにございますか。

(発言なし)

教育長 それでは、議案第22号は原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定することにします。

報告事項第1・・・資料番号【資料1-1～1-5】

「教育課題の進捗状況について」、指導室長、すみだ教育研究所長が資料のとおり説明する。

指導室長 (「学習指導要領への対応(GIGAスクール構想における授業改善の推進)」について説明)

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

(質疑なし)

すみだ教育研究所長 (「すみだ教育指針」の改定及び「学力向上新3か年計画(第3次)の策定」及び「学力向上新3か年計画(第2次)の推進」について説明)

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

(質疑なし)

庶務課長 (「学校施設の改修(曳舟小学校プール棟の改築、二葉小学校体育館棟の増築)」について説明)

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

(質疑なし)

ひきふね図書館長 (「子ども読書活動推進計画(第4次)」について説明)

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

(発言なし)

教育長 小学生期の子ども図書館員チャレンジ講座で「3月28日 参加4人」とありますが、何人ぐらいの参加者を予定していたのですか。

ひきふね図書館長 5人です。

教育長 4人だとすごく少ないように見えますので、「募集5人」と書いてもらった方がよいです。

ひきふね図書館長 分かりました。

教育長 インフルエンザ流行を考慮して中止になった施設職員向け講座は、延期ではなく中止ですか。

ひきふね図書館長 施設側から、今年度はインフルエンザ流行のためお断りする旨の連絡がありました。

教育長 例年何人ぐらい出席していますか。

ひきふね図書館長 今までは、新型コロナウイルス感染症の影響で実施していません。

教育長 ほかにございますか。

浅松委員 7月に調べる学習コンクールの相談会とあります。墨田区の子どもたちはたくさんの賞を受賞していますが、その前段となるのが相談会です。そして、普段の授業の中で探求心を刺激することや、保護者の支援も重要だと思います。ですから、図書館の相談会に任せきりにするのではなく、区全体として、調べる学習コンクールの魅力をさらにアピールしていく必要があると思います。

指導室長 調べる学習につきましては、16日の日曜日に、1回目の親子応援講座を実施しました。全体の人数は把握していませんが、1年生では、42家庭が参加しており、非常に高い関心を持たれていると思います。今後も学校には、物事を調べていく学習に積極的に取り組み、さらには本コンクールにも取り組んでもらえるように、呼びかけていきたいと思っています。

浅松委員 1年生ということは、入学してからの周知ですか。

指導室長 2年生以上の児童については、3月13日付けで指導室から学校へ募集に関するの通知をしています。通知の中で、新年度1年生には、入学式当日の配布物で周知してくださいとしました。申込みの募集期間については、4月6日から4月11日までで、QRコードでの申込みです。

教育長 ほかに何かありますか。

(発言なし)

報告事項第2・・・資料番号【資料2-1~2-3】

「令和5年度墨田区学校安全衛生管理者の選任及び墨田区学校安全衛生委員会委員の指名について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

(質疑なし)

報告事項第3・・・資料番号【資料3-1】

「寄付者への感謝状の贈呈について(その1)」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

(質疑なし)

報告事項第4・・・資料番号【資料4-1】

「寄付者への感謝状の贈呈について(その2)」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

(質疑なし)

報告事項第5・・・資料番号【資料5-1】

「令和5年度墨田区立小・中学校学級編制について」、学務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

(発言なし)

教育長 中学校1年生で、1クラス35人での算定ですが、両国中は40人ですか。

学務課長 両国中だけは、校舎の都合で35人学級は編制できないため、40人学級としています。

教育長 ほかに何かありますか。

(質疑なし)

報告事項第6・・・資料番号【資料6-1】

「学校医等の退任に伴う感謝状の贈呈について」、学務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

(質疑なし)

報告事項第7・・・資料番号【資料7-1～7-2】

「墨田区立小中学校における主任の任命について」、指導室長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

(発言なし)

教育長 墨田区では、指導教諭は1名しかいないのですか。

指導室長 墨田区では、小学校で3名、中学校で1名です。小学校の3名は、錦糸小学校で生活総合の科目の教諭、東吾嬬小学校で算数の教諭、緑小学校で特別支援の教諭です。中学校の1名は、本所中学校で特別支援の教諭です。

教育長 指導教諭について、簡単に説明してもらえますか。

指導室長 指導教諭は、教務や生活指導を行う主幹教諭と同じ、4級職です。主幹教諭との違いですが、指導教諭は、校内及び区内の他の学校の教員の指導力を高めていくことを目的に、公開の授業を年3回行います。校内はもちろん、他校の授業の指導・助言も行います。教員の指導力向上、授業改善に特化して配置されている職務です。

教育長 ほかにありますか。

(質疑なし)

報告事項第8・・・資料番号【資料8-1】

報告事項第8「校長の退職に伴う感謝状の贈呈について」、指導室長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

(質疑なし)

報告事項第9・・・資料番号【資料9-1】

報告事項第9「副園長及び副校長の退職に伴う感謝状の贈呈について」、指導室長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

(質疑なし)

教育長 それでは、会議冒頭で説明しましたとおり、議案第23号については、秘密会として審議します。その前に、委員の皆さんまたは事務局から何かございますか。

浅松委員 入学式の翌週に墨田中を訪問し、子どもたちの登校の様子を見た後に、教室の方も見学しました。そこで、スモールステップルームでは、入学式から1週間経って、新入生も含め、新2年・3年も全員揃っていました。校長先生も大変喜んでいましたが、授業も始まり、5月の連休が明けた頃が1つのターニングポイントだと思います。

教育長 それでは、ここから秘密会に入ることといたしますので、傍聴人の方は、係員の指示に従ってご退出ください。

秘密会/教育委員会会議規則第26条第2項の規定により、別に会議録あり。

教育長 以上で、本日の議事は全て終了しましたので、これで教育委員会を閉会します。